

死海写本「共同体の規律」(1QS) : 改訳

松田, 伊作

<https://doi.org/10.15017/2332684>

出版情報 : 文學研究. 78, pp.29-66, 1981-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

死海写本「共同体の規律」(1QS)

—改 訳—

松 田 伊 作

いわゆる死海写本のうち最初期に発見された經典外ヘブライ語文書の一つである1QS(共同体の規律)の最初の日本語訳を発表したのは、1961年『日本オリエント学会月報』第4巻第5・6号においてであった。その訳文とそれに付けた略註は、若干の修正を施されて1963年『死海文書——テキストの翻訳と解説——』(日本聖書学研究所編集,山本書店)に収められ、これは1966年第2版刊行時に数箇所の象嵌訂正がなされただけで今日に至っている。1979年『原色原形復元・死海写本』(関根正雄監修,講談社)の国内版(限定55部)解説書には、出版社提供の直接撮影による鮮明な原本写真に基づき、新研究をも参照しておこなった改訳を掲載したのであるが、これをもう一度検討して翻訳し直したものが本稿である。ここでは行の組み方などの体裁も改め、講談社版には載せられなかった校註と、主要語の訳語対照表も添える。本稿は初訳の際の関係から日本オリエント学会の機関誌に発表の予定であったが、同誌投稿規則の定める制限枚数を大幅に超えるため、本誌に掲載することとしたものである。

表題について serek ha-jahad「共同体の規律」という句は本文中にも見える(I 1, 16)が、これが本文書の表題でもあることはほぼ確定的である。すなわち、この巻物の右端に縫い付けられていたと推定される羊皮断片(DJD, I, plate XXII)に [sr]k hjhd wmn[] と判読される文字が大きく書かれており、これは本文書および serek ha-'edah「集会の規律」(1QSa), dibrej brakah「祝福の言葉」(1QSb)の書かれた羊皮がそれぞれ互いにこの順で縫い合わされて出来上った一巻の巻物全体に対する表題で

あったと推定されるのである (DJD, I, pp. 107f.)。拙訳の表題は、最初の発表では「共同体の規律」としておいたものが、日本聖書学研究所編集の上掲書では「宗規要覧」と改められている。これは本文書の *editio princeps* の校訂者である M. Burrows の与えた *the Manual of Discipline* なる名称の日本語訳である (上掲『死海文書』1963, p. 86, p. 322註4, p. 320註1を参照)。現在では英語でも *the Rule of the Community* とか *the Community Rule* とかの名称が一般化している一方、日本語では依然「宗規要覧」が通用しているようである。なお1QSなる略号は Qumran 第1洞穴出土の Serek という意味であるから、1QS と呼ぶとき厳密にはこの一巻の写本のみを指すべきであるが、ここではその原本としての「共同体の規律」を可能な限り復原するように努め、そのために、後に第4洞穴から発見された、本文書の異写本と見なされる 4QSa-d をも利用した (Milik 参照)。なお本文書の略称としては我々は *serek* と呼び慣わしているが、これに対応する日本語の略称としては「規律」ないし「規律の書」が適当であろう。

内容構成 原本では VII, X, XI 欄を除き各欄一ないし三箇所の有意味的な改行が認められ、そのほか全部で十数箇所の意図的な空白とともに、段落を形成している。以下の訳文では改行の箇所を原本よりも多くして意味の段落を示した。全体の構成と各部分の内容はほぼ次のように纏められよう。

1. 共同体の目標 (I 1-15)
2. 共同体の契約 (I 16-III 12)
 - 2.1. 契約に入る時の儀礼——告白, 祝福, 呪咀 (I 16-II 18)
 - 2.2. 規律に入る順序 (II 19-25)
 - 2.3. 共同体に入るべからざる者——人の潔め (II 25-III 12)
3. 共同体の教理——霊による神の計画 (III 13-IV 26)
 - 3.1. 真実の霊と虚偽の霊 (III 13-IV 1)
 - 3.2. 霊たちの行為とその報い (IV 2-14)
 - 3.3. 霊たちの抗争と最後 (IV 15-26)
4. 共同体の規律 (V 1-VI 23)
 - 4.1. 共同生活の目標 (V 1-7)
 - 4.2. 律法への誓い (V 7-11)
 - 4.3. 虚偽の者からの離脱 (V 11-20)
 - 4.4. 共同体の試験, 順位 (V 20-

- VI 1) 4.5. 共同の審議, 食事, 研究 (VI 1—8) 4.6. 「多数者の集会」の規則 (VI 8—13) 4.7. 志願者の銓衡 (VI 13—23)
5. 罰則 (VI 24—VII 26)
6. 共同体の聖化 (VIII 1—IX 11)
- 6.1. 「会議」の構成 (VIII 1—4) 6.2. 「会議」の確立=聖別 (VIII 4—12)
- 6.3. 律法の遵守 (VIII 12—19) 6.4. 律法違反者に対する罰則 (VIII 20—IX 2) 6.5. 共同体の聖化 (IX 3—11)
7. 「賢人」のための掟 (IX 12—X 5)
- 7.1. 人々——義の子らと亡びの者共——に対する態度 (IX 12—21) 7.2. 亡びの者共への憎悪, 神の命への服従と讚美 (IX 21—26) 7.3. 讚美の時 (X 1—5)
8. 讚歌——個人の讚美の歌 (X 6—XI 22)
- 8.1. 序——讚美の時 (X 6—8) 8.2. 全生活における讚美 (X 9—17)
- 8.3. 神の掟に歩む決意 (X 17—XI 2) 8.4. 神の高さと人の卑さひく (XI 2—15) 8.5. 祈り——讚美=告白 (XI 15—22)

凡 例 (1) [] は原文の欠落箇所、その中は訳者の推定。〈 〉は原文を訂正した箇所、() の中は訳者の敷衍または説明。* は原文の読みに問題のある箇所。以上についてはそれぞれ校註を参照。

(2) | は原文の行の末尾に対応する箇所。その右側の訳文に対応する原文の行をその左欄外の数字が示す。ローマ数字は当該欄の第 1 行、アラビア数字は第 2 行以下を表す。ただしヘブライ語と日本語の語順の相異のため、訳文が原文で前行に逆行する箇所では | で区切ることができないので、代りに、原文の前行(またはそれ以前の行)に属する語に対する訳が現れなくなった最初の段落を'によって示す。従って'の左にも、その欄外の数字が示す原文の当該行に属する語の訳が必ず含まれることになる。引用は文単位でなされることが多いから、このような表示が实际的であろう。

(3) 三人称男性単数代名詞が「神」を指す場合、これを「御前」, 「御自身」と訳したり、「神かれ」と表記することによって、それ以外の代名詞と区別した。

共同体の規律

1 []。共同体の規[律の書]。[全心全霊を]もって神
2 を求めること。御前に善いこと正しいことを行うこと。モーセによ
3 4 3 4 給うたように。神の選び給うたものをみな愛し、斥け給うたものを
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
みな憎むこと。あらゆる悪から遠ざかり、あらゆる善い業に固着す
ること。地にあつて真実と義と公正とを行ひ、もはや頑なな罪深い
心と淫行の眼とをもって歩んであらゆる悪を行うことの無いこと。
神の掟を行うよう志願する者をみな、神の計画にある共同体として*
恩恵の契約に入れること。自分たちの証しの時機に啓示されたこと
すべてに〈従って〉、御前に完全に歩むこと。光の子らをみな、神
の計画の中にある各人の運命に^{きだめ}応じて愛し、闇の子らをみな、神の
復讐における各人の罪深さに^{かれ}応じて憎むこと。神の真実に志願する
者はみな、その知識と力と財産とをすべて神の共同体にもたらし、
その知識を神のもろもろの掟の真実によって清め、その力を神の道
の完全さに従って、またその全財産を神の義の計画に従って、整え
ること。自分たちの時に神のすべての言葉の一つをも踏み外さず、
自分たちの時に先んぜず、自分たちの時機のどの一つにも後れない
こと。神の真実の掟から右にも左にも曲らないこと。
共同体の規律にはいる者はみな神の前で契約にはいって、すべて
神の命じ給うたように行ひ、ベリアル支配下いかなる脅威や恐怖や
試みの^る坩堝*にあつても、神から離れないようにする。契約にはいる
ときには、祭司たちとレビ人たちが救の神とそのあらゆる真実の業
とを讚美し、契約にはいる者はみなこれらに続いて言う、「アーメ
ン、アーメン」。
また祭司たちは、大能の御業に現れた神の救の業を述べ、イスラ
エルに対する憐み深い恩恵をすべて、言い聞かせる。そしてレビ人

23 たちは、ベリアル支配下のイスラエルの子らのもろもろの罪とあら
24 ゆる罪深い背きと過ちとを述べる。そして契約にはいる者は[みな]、
これらに続いて告白して言う。

25 「わたし達は罪を犯し、|[背き、過ち]を犯し、悪を行いました、
26 わたし達も、昔の先祖たちも、[掟に背いて]歩みつつ。'[神^{かれ}のなし
給うた]真実と義とが、わたし達と [わたし達の]先祖に対する神^{かれ}
II の裁きであります。|しかし神^{かれ}は恵み深い憐みを、永遠より永遠まで、
わたし達に垂れて下さいます」。

また祭司たちは、神に割当てられ神^{かれ}の道をすべて完全に歩む者を
みな、祝福して言う。'

2
3 「神^{かれ}があらゆる善をもってあなたを祝福し、'あらゆる悪からあな
たを守り、生命の知恵をもってあなたの心を照らし、永遠の知識を
4 あなたに恵み、|恩恵の御顔をあなたに向けて永遠の平安に至らせ給
うように」。

またレビ人たちは、ベリアルに割当てられた者どもをみな呪って、
言い出す。'

5 「おまえは呪われよ、おまえの罪深いあらゆる悪業のゆえに。神
6 がすべての報復者によっておまえに怖れをもたらし、'すべての復讐
7 者によっておまえに滅びを見舞い給うように。'おまえはおまえの業
の暗さにふさわしく、憐みを受けること無く呪われ、永劫の火の地
8 獄で罰せられよ。'おまえが呼び求めても神はおまえを恵み給わず、
9 おまえを赦して罪を蔽い給うことの無いように。|怒りの御顔を上げ
ておまえに復讐し、誰が先祖にすがって執成しても、おまえには平
安が無いように」。

10 そして契約にはいる者はみな、祝福者たちと呪咀者たちに続いて
言う、「アーメン、アーメン」。

11 さらに続けて、祭司たちとレビ人たちが言う。

「この契約にはいりながら、罪に誘^{いざな}う蹟きをおのれの前に置き、そのために墮落する者は、その心の中で〈仕えている〉偶像のゆえに
12 呪われよ。'その者はこの契約の言葉を聞いたなら、'心の中で自己讚美
13 しつつ言うであろう、『心を頑^いなにして歩んでも、私に平安があるよ
14 うに』と。'その霊は亡びるがよい、渴いた霊も潤った霊もともに救
15 し無く。'神の怒りと執拗な裁きがその者に向って燃え上り、永遠の
滅びに至らせるように。この契約の呪いがことごとくその者にかか
16 り、'神がその者を悪へ分離し、光の子らすべてからその者が断ち切
られるように。その偶像と罪に誘^{いざな}う蹟きとによって、神に背いたの
17 だ。'神^{かれ}がこの者の運命を、永遠に呪われた者どもへと定め給うよう
に」。|

18 そして契約にはいる者はみなこれらに続き、答えて言う、「アー
メン、アーメン」。|

19 ベリアル^{ベリアル}の支配の続く限り、毎年このようにすべきである。最初
20 に祭司たちが、その霊に応じて順次、規律にはいる。'その後でレビ
21 人たちがはいる。|三番目に全会衆が、千人組・百人組・五十人組・
22 十人組となって順次、規律にはいる。'それはイスラエルの人がみな
それぞれ、永遠の計画のため、神の共同体における自分の持場を知
23 るためである。'何人^{ひと}もその持場以下につい*たり、自分に割当てられ
24 た場を越えたりしては、ならない。|なぜなら全員が、[お互]いに真
実と善意の謙遜と*慈愛と義の思いとを持った共同体において、聖な
る計画の中にあり、永遠の集^{つど}いの子らであるべきなのだから。|

25 [神の契約に]はいることを拒んで心を頑^いなにして歩む者は誰も、'
26 神^{かれ}の真実の共[団体にはいっては]ならない。'その魂が義のおきて
III の知識を教えられることを嫌ったのである。'その者は自分の生命を
立帰らせる方*に固着しなかったのだから、正しい者の数には入れら
27 れない。|その知識も力も財産も、共同体の会議にはいっ*てはならな

- い。その思いは悪のよこしま*にあり、その向う所には穢れがあるの
3 だから。'その者は心を頑ななままにしている*が故に義とされぬ。
光を求めて闇を見ているのである。その者は完全な者の教には入れ
4 られない*。贖いによって清められず、潔めの水によって浄められず、
5 海や川によって聖まらず、'如何なる洗淨の水によっても浄められな
い。不浄だ、不浄だ、その者が神のおきてを斥け、共同体で神の計
画を教えられずにいる限りは。'
- 6 なぜなら、神の真実の計画の霊によって人の道はすべての罪を贖
7 われて、'生命の光を見るに至り、人は神の^{かれ}真実にある共同体に下さ
8 れた聖霊によってすべての罪から浄められ、'誠実と謙遜との霊によ
ってその過ちが贖われ、神のすべての掟に対する謙遜によってその
9 肉が浄められ、'潔めの水をふりかけられ清い*水で聖まるようになる
のであるから。かくて人は足取りを確かにして*、神の道をすべて、
10 彼の証しの時機に命じ給うたとおり、完全に歩み*、'右にも左にも曲
らず、すべての御言葉の一つをも踏み外すことの無いようになる。'
11 そのとき人は(神を)宥めるべき贖いのゆえに神の前に喜び受けら
れ、それはその人に、永遠の共同体の契約となるのである。|
- 13 賢人は光の子らすべてに、人の子らすべての由来を、悟らせ教え
14 ること、|—その生涯における仕業の特徴を備えた、彼らの霊のすべ
ての種類について、また彼らへの災禍の報復と彼らの平安の期間と
15 について。'今あること*も今後起ること*もことごとく知識の神から
出、それらの起る前から神はそれらの意図を一つ一つ定め給うた。|
16 そしてそれらが証しとして起るとき、それらは神の^{かれ}栄光の意図に従
17 ってその働きを全うし、なに一つ変えられない。御手の中に|万物の
おきてがあり、神がそれらをそれらの^{かれ}関わるすべての事において支
え給うのである。
- 18 また神が^{かれ}人を創って地を支配させ、'神の^{かれ}報復の時機の来るまで人

のよって歩むべき二つの霊を人におき給うた。これすなわち真実の
19 霊と虚偽の霊である。真実の由来は光の泉*に、虚偽の由来は闇の源
20 から。義の子らはみな光の君の支配下にあり、光の道を歩む。虚偽
21 の子らはみな闇の天使の支配下にあり、闇の道を歩む。闇の天使の
22 ゆえに義の子らはみな迷い、その過ち、罪、咎、仕業の背きはすべ
て、神の^{かれ}時いたるまで、神の秘密に従って彼（＝闇の天使）の支配
23 下にある。また彼らの災禍と苦難の時機とはすべて、彼の敵意の支
24 配下にある。そして彼に割当てられた霊どもはみな、光の子らを躓
かせようとする。しかしイスラエルの神とその真実の御使は、光の
25 子らをみな助ける。神が^{かれ}光と闇との霊たちを創って、その上に*（人
々の）一つ一つの業を、またその[道の上に]一つ一つの行いを、据え
26 給うたのである。*（この二つの霊のうちの）一つを神はあらゆる永
IV 遠の時にわたって愛し、その行為のすべてを常に喜び給う。（他の）
一つについては、その集いを^{かれ}神は厭い、その道のすべてを永久に憎
み給う。

2 以下はこれら（霊たち）の地上における歩みである。（真実の霊に属
するのは）人の心を照らし、人の前に真実の義の道をすべて平らに
3 し、その心に神のおきてを恐れさせること。謙遜と忍耐と豊かな憐
みと永遠の善と見識と理解との霊。神の業をすべて信じて^{かれ}神の豊か
4 な恵みによりすぎる、大能の知慧。業の意図の一つ一つを知る霊、
5 義のおきてに対する熱心、堅い志による聖なる意図。真実の子らす
べてに対する豊かな愛、不潔な偶像をすべて厭う栄光の純潔、すべ
6 てを弁えつつ謙虚に歩み、知識の秘密の真実を隠すこと。これらが、
地上の真実の子らのための、霊の勧告である。すべてこの霊に歩む
7 者への報いは、癒しと長い生涯における豊かな平安、永久にあらゆる
祝福を伴う子孫の豊饒、不滅の生命にある永遠の喜び、栄光の冠、
8 ならびに永遠の光に輝く衣。

9 虚偽の靈に属するのは、貪欲と義の行いにおける怠慢、不正と虚
10 言、傲慢と心の高ぶり、うそと偽り、残酷|と甚だしい不信仰。短気
と数多の愚行と厚顔な嫉妬、淫行の靈による忌わしい仕業と不浄の
11 礼拝における不潔な道。|冒瀆の舌、目のめくらと耳のつんぼ、うな
じのこわばりと心の頑な*、こうして闇と奸計とのあらゆる道を歩む
12 こと。すべてこの靈に歩む者への報いは、¹破滅の天使たちすべてに
よる多くの災禍、復讐の*神の激しい怒りによる永遠の亡び、絶えど
13 る戦きと永久の恥辱、¹ならびに暗き所の火による滅亡の汚辱。これ
らの者の時はすべて代々にわたって悲痛の嘆きと^{にが}苦い禍との中に、
14 また暗いもろもろの災禍*の中にあり、 ついには|滅びて残る者も逃
れる者も無い。|

15 これら(二つの靈)に人の子らすべての由来があり、その^{むれ}群はみ
な代々にわたって、これら(の靈のいずれか)の部類にあずかる。
16 これら(靈たち)の道を彼らは歩み、その業の働きはそれぞれ、¹各
人の(これらの靈への)あずかり方の多寡に応じて、あらゆる時に
わたって永遠に、これらの部類にはいる。神が、最後の時いたるま
17 でこれら(靈たち)を等分し、¹これらの部類と部類との間に永遠の敵
対関係をおき給うたからである。真実の厭うものは虚偽の行為、虚
偽の厭うものは真実の道のすべてである。これら(二つの靈)のお
18 きてはすべて、執拗に争いあう。¹ともに歩むことができないからで
ある。しかし神は、その思慮の秘密と栄光の知慧とによって、虚偽
19 の存続する期間を定め給い、報復の時機には¹これを永久にほろぼし
給う。そしてそのとき、この世の真実が現れ出ていつまでも続く。
定められた裁きの時機の来るまで、世は虚偽に支配された悪の道を
20 のたうち回るのであるから。¹そしてそのとき、神はおのれの真実によ
って人の業をことごとく潔め、御自身のため人の身体を清め別つ
21 て*、その肉の内部から虚偽の靈をことごとく取り去り、¹これを聖靈

によってあらゆる悪行から浄め給う。そしてその上に真実の霊を、
虚言のあらゆる忌わしさと不潔の霊にまみれたことからの潔めの
22 水として注ぎ、¹正しい者に至高者の知識と天の子らの知慧とを悟ら
せ、道の完全な人々を賢くし給う。神は彼らを永遠の契約のために
23 選び、¹アダムの栄光はことごとく彼らのものとなるのだから。もは
や虚偽は無く、偽りの業はすべて恥を蒙る*。それまでは真実の霊と
24 虚偽の霊とが人の心の中で争い、¹人々は知慧にまた愚行に歩み続け
るのである。人が真実と義とにあずかれば虚偽を憎み、虚偽の籤を
25 割当てられればそれによって悪を行い、そうして¹真実を厭う。新し
いことの成る定められた時まで、神がこれら（霊たち）を等分し給
うたからである。神はこれら（霊たち）の業の働きを〔永遠の〕時
26 にわたって知り、¹人の子らにこれら（の霊）を割当てて善〔と悪と〕を
知らしめ、生けるものすべての運命を〔それらの〕内なる霊に応じ
て定め、報いの〔時に至るのである。〕

V これは共同体の人々のための規律である。この人々は、あらゆる
悪から立帰り、神がみこころに^{かれ}叶うこととして命じ給うたことすべ
てに固着し、そうして虚偽の者どもの会衆から離れて律法と財産と
2 において一つとなるよう志願し、¹またサドクの子らすなわち契約を
守る祭司たちと契約に固着する共同体の人々との命に答える*人々で
3 ある。¹この人々の意見に基づいて、律法と財産とおきてとに関する
ことが一つ一つ、決定される。真実と一致と謙遜、義と公正と慈愛
4 とを行い、¹自分たちの道をすべて謙虚に歩むこと。何人もこの道を
頑なな心で歩んで、その心と眼と欲の思いとに従って迷ってはなら
5 ない。¹〈そうではなくて〉共同体で心の包皮と堅いうなじとに割礼
を施し、イスラエルのため、永遠の契約の共同体のために、真実の
6 基礎を据え、¹そうしてアロンの聖所とイスラエルの真実の家とに志
願する者および彼らに加わって共同体となり争いごとと掟に背く者

をみな罰すべき裁きとに加わる者すべてのために、贖いをなすこと！

7 以下は、彼らが集って共同体となると、これらすべての掟に則して^ふ踐み行^ふうべき規範である。共同体の会議にはいる者は一人一人、

8 志願者全員の前で神の契約にはいる。そしてモーセの律法に帰ることを、物断ちの誓いによって誓う。すべて神が^{かれ}命じ給うたとおり、

9 全心全霊をもって、¹「サドクの子ら——契約を守りみこころを求め祭司たち——と彼らの契約に属する多くの人々——神の^{かれ}真実のためまたみこころに従って歩むために、共同体に志願した人々——とに

対しこれ (=モーセの律法) によって啓示された、一つ一つのこと

10 に応じつつ。¹また、悪の道を歩む虚偽の者どもすべてから離れることを、契約によって誓う*¹

11 なぜならその者どもは神の^{かれ}契約に値しないのであるから。神の^{かれ}掟*を尋ね求めて²隠されたことを知ろうとせず、その中を迷って罪*に到

12 ったからである。¹しかも啓示されたことは不遜な態度で行ったので(神が)裁きへの怒りを発し、契約の呪いによって復讐をとげ、も

13 ろもろの大きな裁きをこの者どもに行つて、¹残る者無き永遠の滅びに至らせ給うのである。その者は水にはいって聖なる人々の浄めに触れてはならない。その者どもは悪から立帰らぬ限り浄められない

14 のであるから。¹御言葉を犯す者すべてに不浄があるのだからである。何人もその者と仕事や財産を共にして*はならない。その者から咎

15 罪を負わされないためである。¹そうではなくて、いかなることにおいてもその者から遠ざかるがよい。「いかなる偽りごとからも遠ざかるがよい」と書かれているのであるから。また共同体の人々は何

16 人も、¹いかなる律法やおきてに関しても、その者どもの問いに答えてはならない。その者どもの財産からいっさい食べてはならず、飲んでもならない。その者どもの手から何物をも価を払わずに受取

17 てはならない。¹「その鼻に息が出入りするだけの人間に頼るのを止

めよ。そのような者が何に値しよう」と書かれているとおりでである。
18 神の契約に値しない者はみな、またそのような者どもに属する物は
すべて、分離しなければならないのだから。また聖なる人はいつさ
19 い空しい業に頼ってはならない。神の契約を知らぬ者はみな空しい
からである。御言葉を侮る者を神はことごとく世から滅ぼし給う。
20 その者どもの業はすべて御前に不潔で、その財産にはすべて不浄が
あるのだから。

人が契約にはいってこれらすべての掟に従って行い、聖なる会衆
に加わろう*とするときには、〈その者の〉霊を、律法におけるその
21 見識と業とについて、共同体でお互いに調べる。——共同体で神の
契約を立て、神が実行を命じ給うた掟をすべて見守るよう志願した、
22 アロンの子らの意見と、共同体で神の契約に立帰るよう志願したイ
23 スラエルの多くの*（人々）の意見とに、基づいて。そしてこの人々
を、それぞれの見識と業とに応じ順位を付けて規律に書入れ、全員
が互いに、低い者は高い者に、服従するようにする。そして年ごと
24 にこの人々の霊と業とを試験して、それぞれその見識と道の完全さ
とに応じて昇進させ、またその違反*に応じて降等させること。互い
25 に相手に対する〔真実〕と謙遜と慈愛とをもって戒めあうこと。ひと
とに対して*怒りや不平や〔堅い〕うなじ〔や〕邪悪な霊〔の妬みをも
26 持って〕語ってはならない。またその〔無割礼の〕心をもってひと
を憎むことなく、その日の中に戒めて、その者の故に罪を負わない
17 ようにする。またさらに、証人たちの前で戒めることなしに、仲間
を多数者に訴えてはならない。

どこに居るときでも、仲間と一緒にいる者はみな、このように振
2 舞わねばならない。そして持物や金銭に関して、低い者は高い者に
3 服従する。共同で食事し、共同で讚美し、共同で審議する。〈共同
体〉の会議に属する者が十人いる所には必ず、祭司が一人その中に

4 いなければならない。'そしておのおのその順位に従って祭司の前に
5 坐り、こうして一つ一つの事柄について、この人々の見解が問われ
6 5る。食事のための食卓または飲むための葡萄酒を用意したら、'まず
7 祭司が手を差しのべてパンと葡萄酒の初物を祝福する*。'また十人が
8 いる所には、昼も夜も絶えず互いに〈交替で〉律法を調べる者が一
9 7人、いなければならない。'多数者は一年中毎夜三分の一夜づつ共同
10 で目を覚ましていて、聖書を読み、おきてを調べ、共同で讚美する。
11 8 これは*多数者の集会のための規律である。おのおのその順位に、
12 祭司たちが第一に坐り、長老たちが第二に、そして残りの|全会衆が
13 おのおのその順位に、坐る。こうしてこの人々は、おきてについて、
14 また多数者にもたらされる一つ一つの見解や事柄について問われ、
15 おのおの共同体の会議に対し、知っていることを答える。'何人も、
16 兄弟が語り終える前に、仲間の言葉の途中で発言してはならない。
17 また自分より前に書かれている順位より先に発言してはならない。'
18 11 問われた者は自分の番に発言する。また多数者の集会では何^{ひと}人も、
19 多数者の〈欲し〉ない事柄を、たとえ多数者を監督する者であって
20 12も、いっさい語ってはならない。'また多数者に語るべき事柄を持ち
21 13ながら共同体の議事を審議する者の地位にない者は誰でも、'起立し
22 て「多数者に申したいことがある」と言う。許されたら発言するが
23 よい。

イスラエルから共同体の会議に加わるよう志願する者*は これを
24 14一人一人、'多数者のかしらに立つ監督者*が、その見識と業とについ
25 て調べ、もし訓練に耐えるようであれば、真実に立帰りあらゆる虚
26 15偽から離れるための契約に入れて、'共同体のおきてをすべて教える*。
27 そのあと、この者がはいつて多数者の前に立ったら、この者の事柄
28 16について全員が問われる。'そして多数者の会議における決定に従っ
29 て、あるいは近づけられ、あるいは遠ざけられる。この者が共同体

の会議に近づくことになっても、満*一年の間彼らがその者をその霊
と業とについて調べるまでは、多数者の浄めに触れてはならない。|
17 またこの者は多数者の財産にあずかることもできない。|そしてその
18 者が共同体の中で満一年を終えたら*、多数者はその者の事柄につき
律法におけるその見識と業とに即して、問われる*。もし祭司たちと
その契約に属する多くの人々の意見に基づき、共同体の集いに近づ
19 くべき決定がその者に対してなされたなら、|彼らはその者の財産も
20 持物も、多数者の持物を管理する人の手に渡し、|この人の手で会計
に書入れ、この人はそれを多数者に渡ししてはならない。その者は、
共同体の人々の間で第二年目を終える*までは、多数者の飲物に触れ
21 てはならない。|そしてその者が第二年目を終え*たら、多数者の意見
に基づいてその者を試験する。そしてもし共同体に近づくべき決定
22 がその者に対してなされたなら、|その者を律法のため、おきてのた
め、浄めのため、その者の財産の併合のため、兄弟の間でのその者
の決った順位に、書入れる。そしてその者の見解と判断とは、共同
体のものとなる。|
24 以下は、場合に応じて共同の調査によって彼らが裁くための、お
きてである。もし自分たちの中に、故意に財産を偽る者が見出され
25 たら、|その者を多数者の浄めから一年間分離し、その食物の四分の一
26 の罰が科される。また仲間に強情な態度で答えて*|短気に語り*、自
分より前に書かれている仲間の意見に逆らって、自分の共同生活の
27 基盤をゆるめる*者は、|自分の手で自分*を[救っ]たのである。一年
間 [分離されて] 罰せられる*。 [] のすべてに対し尊ばるべき
VII 方の名において何事かを述べ、|そしてもし、聖書を朗読したり讚美
をしたりしているのに、苦難に脅かされたからにせよ、あるいはい
かなる理由があるにせよ、呪いの言葉を発した者があれば、その者
2 を分離して、二度と共同体の会議に帰って来ないようにする。また

もし書物に書かれている祭司たちの一人に対して、怒りをもって語
 3 ったならば、一年間罰せられ、¹多数者の浄めから分離されひとりに*
 される。しかし誤って語ったのであるならば、六か月間罰せられる。
 4 またわざと嘘をつく者は¹六か月間罰せられる。また仲間をわざと*
 5 不法に侮辱する者は、一年間分離され罰せられる。¹また仲間に偽っ
 て*語り、あるいはわざと偽りを行う者は、六か月間罰せられる。ま
 6 たもし⁷仲間に対してなおざりな態度をとるならば、三か月間罰せら
 7 れる。またもし共同体の財産をなおざりに扱って無くしたら、完全
 8 に償わねばならない。しかしもし償うことができなければ、六十日
 間罰せられる。また仲間に対して不法に恨みを抱く*者は、一年間*罰
 9 せられる。また何事であれ自分で復讐する者についても同様である。
 またその口で愚かなことを語る者は三か月。また仲間の言葉の途中
 10 で発言する者については¹十日。また多数者の集会で横になって眠っ
 た者は三十日。また多数者の集会で許可無く出て行った者や、一つ
 11 の集会の席上三度までも居眠りした者*についても同様、¹その者は十
 12 日間罰せられる。またもし起されて出て行ったら、¹三十日間罰せら
 れる。また仲間の前を裸で歩く者は、無理にされたのでなければ、
 13 六か月間罰せられる。また多数者の集会の中に唾を吐く者は、三十
 日間罰せられる。また着物の下から手を出し、これが風に吹かれて
 14 (?)その恥部が見えた者は、¹三十日間罰せられる。また声を上げて
 15 馬鹿笑いする者は、三十日間罰せられる。¹また左手を出してそれに
 寄りかかる(?)者は、十日間罰せられる。また仲間を中傷して歩く
 16 者は、これを多数者の浄めから一年間分離する。そして罰せられる。
 17 しかし多数者を中傷して歩く者は、これを彼らから追放し、¹二度と
 帰って来ないようにすること。また共同体の基礎に対して不平を言
 う者はこれを追放し、帰って来ないようにする。また仲間に対し不
 18 法に不平を言うならば、¹六か月間罰せられる。また霊が共同体の基

19 礎から外れて真実に背き、心を頑なにして歩む者は、¹もし立帰るな
らば、二年間罰せられる。第一（年目）には多数者の浄めに触れては
20 ならない*。|第二（年目）には多数者の飲物に*触れてはならない。そ
21 して共同体全員の後に坐る。そして満二年経ったとき、¹多数者はこ
の者の事柄について問われる。そしてもしこの者を近づけることに
なったら、この者はその順位に書き入れられ、その後でおきてに ^{くつ}
²²いて〉問われる。|また満十年続けて共同体の会議にある者でも、|そ
²³
24 の霊がひるがえって共同体に背き、多数者から*出て行って¹心を頑
なにして歩むならば、二度と共同体の会議に帰って来てはならない。
また共同体の人々の中に、自分の浄めまたは多数者の [財産と併合
25 した] 自分の財産を、この者と[共]有する[者]があれば、その者へ
のおきては、この者に対すると同じく、[追]放である。|

VIII 共同体の会議には、律法全体から啓示されることすべてにおいて
2 完全な、十二人の者と三人の祭司とがいて、¹真実と義と公正と慈愛
3 とを行い、互いに相たずさえて*謙虚に歩み、|地にあつて堅い志と砕
けた霊とをもって信仰を守り、公正を行って試煉を苦しむことによ
4 って罪を償い、¹真実の尺度と時の規範とをもってすべての者ととも
に歩む。

5 これらがイスラエルに起るとき、|共同体の会議は真実において堅
く立てられて、永遠の植え付け、すなわちイスラエルの聖なる家、
6 アロンの最も聖なる集い、¹おきてのための真実の証人、地のために
7 贖い悪人どもに報いを返すべく御心によって選ばれた者となる。¹こ
れこそ試みを経た壁、貴い隅石であつて、その基礎は揺ぐことなく、
8 その位置から外れることもない。公正の契約のため、宥めの香くを
供える〈ための、〈永遠の〉知識をそなえた、アロンの最も聖なる住
9 いであり、¹永遠の掟に従つて契約を立てるための、イスラエルの完
10 全にして真実なる家である。¹彼らは地のために贖い、悪に対する裁

きを定めて虚偽を無くすため、御心に叶う者となる。これらの者は、
二年の間道の完全さによって共同体の基礎に堅く立てられる*とき、
11 共同体の人々の会議の中で聖別される。イスラエルには隠されてい
12 て調べる者に見出されたことがあれば何でも、¹墮落した霊を恐れる
あまりこれを彼らから隠すようなことがあってはならない。

これら(の人々)がイスラエルにおいて、これらの規範により、共
13 同体となるとき、¹彼らは虚偽の〈者〉どもの集会から離れて荒野に
14 行き、そこで^{かれ}神の道を開く。|「なんじら荒野に〈ヤハウエ〉の道を
ひらけ。砂漠で我々の神の路をならせ」と書かれているとおりで
15 あり。|これは時どきに啓示されたことすべてに従い、また預言者たち
が^{かれ}神の聖霊によって啓示したとおりに、実行するようモーセを通し
16 て^{かれ}神が命じ給うた²律法の研究のことである。¹共同体——共同体の契
17 約——の人々のうち誰でも、すべての命令のうち一言でも不遜な態
度で背く者があれば、その者は聖なる人々の浄めに触れてはならな
18 い。|またこの人々の議事をいっさい知ってはならない。その者の業
があらゆる虚偽から清められて、完全な道を歩むようになるまでは。
そうなったなら、多数者の意見に基づいてこの者を会議に近づけ、
19 その後でこの者は自分の順位に書入れられる。共同体に加わる各人
に対し、このおきてのとおり(にすること)。

20 以下は完全で聖なる人々の、互いに相たずさえて歩むべきおきて
21 である。|^{かれ}神が命じ給うたように完全に道を歩む人々の聖なる会議に
22 はいる者は誰でも、その人々の中に誰か、|不遜な態度でまたは怠け
て、モーセの律法の一言でも犯す者があれば、人々はこれを共同体
23 の会議から追放し、|二度と帰って来ないようにする。そして聖なる
人々はだれも、その者と財産を共有したり、いかなることについて
24 もその者と見解を共にしたり、してはならない。¹しかし誤ってしまった
のであるならば、その者は浄めと会議とから分離され、おきての解

- 25 釈に従って、|二年間は何人をも裁いてはならず、いかなることにつ
いても見解を問われないことになる。|<そして> 満二年を終えるま
で二度と過失を犯さぬならば、多数 [者の意見に基づい] て、研究
IX と会議とに<帰る>。|というのは、一つの過失に対しては二年間罰せ
られ、不遜な態度とする者は二度と帰って来てはならないのだから。
- 2 ただ誤ってした者だけが、|その者の道の完全さと見解とにつき、多
数者の意見に基づいて、二年間試験され、その後で聖なる共同体で
のその者の順位に書入れ<られ>るのである。|
- 3 これら(の人々)がイスラエルにおいて、これらの規範のすべてに
従って、背きの罪深さと過った不信を贖うべき永遠の真実のため、
- 4 聖霊の基礎となり、|地のために燔祭の肉や犠牲*の脂以上に御心に叶
うものとなるとき、——おきてに適った唇の供物は義の宥め(の香)
- 5 として、|また道の完全さは御心に叶った自発の捧物として——、そ
6 の時には共同体の人々は分離される。|最も聖なるものとして一つに
される* べきアロンの聖なる家として、また完全に歩む人々のイス
7 ラエルの共同体の家として。|アロンの子らだけがおきてと財産とを
管理し、その意見に基づいて、共同体の人々の規範が一つ一つ決定
8 される*。|また完全に歩む聖なる人々の財産については、その財産を、
虚偽から離れるためまた完全な道を歩むために自分の道を清めるこ
9 とをしなかった、偽りの者どもの財産と併合してはならない。|また
およそ律法の意図から離れて自分の頑なに心にのみ従って歩むこと
10 があってはならず、|共同体の人々が初めに教えられた*先のおきてに
11 よって律せられる|——預言者およびアロンとイスラエルとの受膏^{メシヤ}
者たちが現れるまで。
- 12 以下は、時どきの規範に従い、人それぞれの価値に従って、生け
13 るものすべてとともに歩むべき、賢人のための掟である。|時どきに
啓示された一つ一つのことに従って神の御心を行い、時に応じて見

14 出された見識をすべて、またその時の掟を、学ぶこと。' <義> の子
 15 らをその靈に従って分離し、評価し、その時の選ばれた人々に、神
 16 が命じ給うたように御心に従って、固着すること。' また人をそれぞれ
 17 その靈に応じて裁き、人をそれぞれの掌の潔さに応じて近づけ、
 18 その見識に応じて近寄せること。' 人に対する愛と憎悪についても同
 19 様である。また亡びの者どもはこれを戒めたりこれと争ったりせず、
 20 虚偽の者どもの中では律法の意図を隠す*こと。しかし道を選んだ人
 21 々はこれをそれぞれの靈とその時の規範とに応じて、真実の知識と
 22 義のおきてとをもって戒め、' 知識によって導き、こうして共同体の
 23 人々の中で彼らに不思議かつ真実なる秘密を悟らせ、' 自分たちに啓
 24 示されたことすべてにおいて各人相たずさえ完全に歩むようにする
 25 こと。これは荒野への道を開くべき時である。' そしてこの時になす
 26 べく見出されたことをすべて彼らに教え、自分の歩みをいかなる虚
 偽からも遠ざけなかったような者からはいっさい離れること。'
 27 以下は、これらの時における賢人のための、その愛と憎悪とに関
 28 する、道の規範である。亡びの者どもに対しては、秘密の靈によつ
 29 て永遠の憎悪(を向け)、' 奴隷が自分を支配する者に対してするご
 30 とく彼らに財産と手の労作とを任せ、自分を支配し給う方の前に謙
 31 遜(であること)。' また掟とその時*とに対し、復讐の日に対し、熱
 32 心な者となり、何に手を着けるにせよ何を治めるにせよ、神の命じ
 33 給うたごとく御心を行うこと。' 自分のうちになされたことをすべて
 34 心から楽しみ、神の御心以外のものは喜ばない。| 神の口の言葉[を
 35 すべて]楽しみ、[神が自分に]命じ給わなかったことは何も欲せ
 36 ず、常に神のおきてをうかがう。| [] その創り主を讚美し、何
 37 が起っても[述]べ、唇[の供物をもって]神を讚美する—— |
 X <神の> 定め給うたもろもろの時に。(すなわち) 光の支配の始め
 に、また支配が終ってその定めに住いに退くとき。神が(闇の)倉

- 2 を開いて闇を〈地の〉上に置く、闇の見張りの始めに。'そしてそれ
 (=見張り)が終って闇が光の前から退くとき。もろもろの天体が
 3 聖なる住処から輝き出るとき、'またそれらが栄光の住いに退くとき。
 新月の日々のための時機が来るとき、およびそれらが互いに連り合
 4 って終るとき。'これらが改まって、聖の聖なるものの大いなる日、*
 神の永遠の恵みが開けるためのくゝ徴となるとき。来るべき一つ一
 5 つの時におけるもろもろの時機の初めに、'それらの時機の月々とそ
 れらの時に記念のため規定された聖なる日々との初めに。|
 6 永久に刻まれた掟に従い、唇の供物をもって〈私は〉^{かれ}神を讃美し
 よう。年々の初めに、またそれらの時機がその規定の掟を、日々が
 7 互いにそのおきてを、全うしつつ終るとき、'——^{とりいれ}収穫の時機は夏に、
 8 種播きの時機は新芽の時機に、年々の時機はその週年に。|そして解
 放の時機に属する週年の初めに。わがある限り、わが舌には掟が刻
 み付けられていて、讚美の果実、わが唇の分前となる。|
 9 知識をもって歌おう、わが歌はみな神の栄光のため。
 わが琴の糸を^{かれ}神の聖なる規範に、
 わが唇の笛を^{かれ}神のおきての規準に合せよう。|
 10 昼と夜が来るごとに神の契約にはいり、
 夕と朝が往くごとに^{かれ}神の掟を語ろう。
 11 それらのあるところにわが境を置き、'元へ戻らぬようにしよう。
 わが迷い*に応じて^{かれ}神の裁きを義としよう、
 わが罪は刻まれた掟のごとくわが目の前に。
 12 私は言おう、神に向って「わが義」、|
 いと高き方に向って「わが善の^{いしづえ}礎、知識の源、聖なる泉、* 栄光
 の高み、永遠の光輝に至る全能の力」と。
^{かれ}神の教え給うものを〈私は〉選び、'
 13 ^{かれ}神が私を裁き給うままに喜び受けよう。

- 手や足を差し伸べるにもまず御名を讚美し、
出るにも入るにも、坐るにも立つにもまず、¹
- 14 床に臥す間も神^{かれ}に喜び呼ばわり、
わが唇から出る捧物をもって、
人々の列の中で*神^{かれ}を讚美しよう。|
- 15 手をあげて地の収穫^{とりいね}の楽しみを飽食するその前に、
脅威や恐怖が襲ってもまず、苦難や荒廃の所でも、|
- 16 大いなる*不思議の業のゆえに神^{かれ}を讚美し、
大能に思い耽り、み恵みにひねもすよりすがろう。
生けるものすべての裁きが御手の中にあり、
御業はみなまことなることを知ろう。|
- 17 苦難の起るときに神^{かれ}を誉め、御救をともしに^{なた}称えよう。
- 18 誰にも悪行の仕返しをせず、¹善をもってひとを追ひ求めよう。
生けるものすべての裁きは神のもとにあり、
人に報いを返し給うのは神^{かれ}なのであるから。
- 19 悪の霊を私は嫉まず、¹暴逆の富をわが魂は望まない。
亡びの者ども*との争いには、復讐の日まで関わらない。
しかしわが怒り*を私は虚偽の者どもから移さず、¹
- 20 神^{かれ}の裁きの成る*までは喜ばない。
罪から立帰る者に対しては怒りを保たないが、
道を離れる者をみな私は憐まない。|
- 21 打たれた者どもを、その道が全くなるまでは慰めない。
ベリアルを私は心に保たず、
わが口から愚かごととは聞かれず、¹
- 22 罪深い嘘や欺瞞や虚言はわが唇に見出されない。
聖なる果実がわが舌にあり、
- 23 忌むべきものは|その中に見出されない。

- 讚美の歌をもって私は口を開き、
 わが舌はつねに神の救の業を述べる、
 また人々の不信をその背きの終るまで。!
- 24 空言をわが唇から取り除こう、
 もろもろの不潔と不正をわが心の知識から。
 慎重な計^{はかりごと}画をもって知識を述べ、!
- 25 知識の賢さをもってその [周りに] 揺がぬ境をめぐらし、
 神の義に従って信仰と力強きおきてとを守ろう。
 掟をもろもろの時の測り繩によって分けよう*!
- 26 また [] 虐げられた人々には [] 義 [] 慈愛、
 [心さ] わぐ人々には強い*手 []、
 霊の迷った人々には理解 [を教え]、!
- XI <つぶやく人々> を教えによって賢くし、
 霊の高ぶった人々には謙遜に答える。
 指さして邪まを語り富を得ようとする卑い人々には、
 砕けた^{くだ}霊をもって。!
- 2 げにこの私の公正は神に属し、
 わが道の全さもわが心の直さも御手の中にあり、!
- 3 救の御業によってわが罪は拭われるのだ。
 げにわが*光は神の知識^{かみもと}の源から差し出で、
 わが眼は神のもろもろの不思議を、
 わが心の光は成るべきことの秘密を見た。!
- 4 永遠の存在*がわが右手の支え、
 わが踐むべき道は強き岩にあり、何物の前にも <揺が> ない。
- 5 げに神の真実こそわが踐むべき岩、
 神の大能^{かみ}こそわが右手の支え。
 わが公正は神の義の源から、

- わが心の中の光は神の不思議の秘密から。
- 6 永遠の存在*を|わが眼は見た、
人に隠された知慧、人の子らに遠い知識と巧みな策略、
- 7 肉の集いには遠い、義の源、大能の蔵、¹ 栄光の泉*を。
神は選び給うた者にこれらを永遠の所有として与え、
- 8 彼らに聖徒らの籤を割当てて¹その群^{むれ}を天の子らと結び合せ、
聖なる建物の礎^{いしづえ}*たる共同体の会議——来るべき一つ一つの時に
おける永遠の植え付け——となし給うた。¹
- 9 この私は、悪なる人間に属し、虚偽の肉の群に属する。
わが罪、わが背き、わが過ちは、わが心の迷いとともに、|
- 10 蛆虫と闇を歩む者との群に属する。
げに人の道は人に属せ^{くず}、その歩みを定めるのは人ではない。
そうでなく、神にこそ裁きは属し、
道の全さは神の御手から来るのだ。¹
- 11 神の知識^{かれ}によってすべてが成り、
全存在*を神はその思いの中に定め、
神^{かれ}なしには何一つなされない。
- 12 この私はたとえよろめいても、¹ 神の恵みが常にわが救。
たとえ肉の罪に躓いても、わが公正は永久^{とわ}に立つ神の義に。|
- 13 もしわが苦難が起っても、
神^{かれ}がわが魂を亡びから救い、わが歩みを道に堅く立て給う。
神^{かれ}は憐みをもって私を近寄せ、
その恵みによってわが公正をもたらし*給う。¹
- 14 神^{かれ}はその真実の義によって私を裁き、
その豊かな善意によってわが罪をことごとく贖い、
その義によって私を、人の不潔と人の子らの過ちとから浄め、
- 15 神に向ってその義を、

- いと高さ方に向ってその光輝を、讚美させ給う。
- ほむべきかな汝、わが神、僕^{しもべ}の心を知識へ開き給うかた。¹
- 16 僕^{しもべ}の業をことごとく義によって導き、汝^{はしため}の婢の子を起し、
選ばれた者に対して喜び給うたごとく、
常に御前に立たしめ給え。¹
- 17 げに汝を措いていかなる道も全からず、
御心なくして*は何一つなされない。
汝があらゆる知識を教え、¹
- 18 成ったことはすべて御心によって成った。
汝を措いて他には無い、
汝の計画に答え汝の聖なる思いのすべてを理解する者、¹
- 19 汝の秘密の深みを窺い知る者、
汝の奇蹟と大能の御力とのすべてを弁える者は。¹
- 20 汝の栄光を誰が捉え得よう、
また人の子はそもそも、汝の奇しき業の中の何であろう。¹
- 21 女から生れた者が御前で何に〈値し〉よう。
これは塵でこねられたもの、その住処*は蛆の食物、
- 22 わずか一つまみの泥で造られたもので、¹塵に憧れている。
泥であり手造りであるものが何をお答えし、
何の計^{はかりごと}画を弁えよう。

校註 訳文中 [], < >, * を付けた箇所に対する訳者の読みを示す。
ヘブライ文字活字を用いて発表された転写本文のうち最初の Burrows 版
(Bと略, 1951) と最新の Qimron 版 (Qと略, 1979) との対比を明記した
他は、提唱者名を一々掲げない。本稿のはじめに触れた講談社版『死海写本』
のために新しく原写本からなされた Qimron の転写は、一般には参照し難
いものだと思われるからである。

- I 1 4 QSa に抛り [spr sr]k と補う。
 2 4 QSa, 4 QSc に抛り b[kwl lb wbkw] npš] と補う。
 8 lhwhd 「一つとなること」(B)ではなく lhjhd (Q).
 // kw] の前に k を補う。
 18 nswjm (Q), B は・・jj.
 24 [wkw]l と補う(Q).
 25 [p]š'nw [h̄t]'nw . . . [w'] bwtjnw と補う(Q).
 26 [qrj bhwqj] 'mt wšdj[q 'l 'šr 'šh] mšp̄tw bnw wb'bwjt[nw] と補う。
 II 11 l'bwr を l'bwd と訂正。
 23 jšpw] (B)ではなく jšpl (Q); BH では špl, Qa1, impf の幹母音は a だから, jšpl と読むと BH と同形になる。
 24 'hbt (B)でなく w'hbt (Q).
 25 右端を ['j]š と補う(Q).
 26 右端を [bbrjt 'l] と補う。
 // 中央部を [j'bwr bj]hd と補う。
 III 1 lmšwb (Q) でなく lmšjb (B).
 2 jbj'w (B) でなく jbw'w (Q).
 // bs'wn を b'wn と訂正。
 3 bmtwr (Q) でなく bmtjr (B).
 // b'jn を w'm と読む (III 1 参照).
 9 dwkj (Q) でなく dwkw (B).
 // wjhkj を wjkj と解する。
 // lhlkt を llkt と解する。
 15 hwwh (B) でなく hwjh (Q).
 // wnhjjh を wnhjh と解する。
 19 m'wn (B,Q) でなく m'jn と読む。
 25 w'ljhwn を w'ljhn と解する。
 26 右端を ['l]l[drkj]hn と補う。ただし Q は l[]hn とする。

- 26 w'l drkjh [kw]l []dh(Q)を、この右側の同一句の dittography と
して削除。
- IV 11 kjbwd (B): kwbwd(Q)を同じ行の kbwd と共に BH. kbad と解する。
12 nqmt (B) でなく nqmh (Q).
13 bhjwjt (Q) でなく bhwwt (B).
20 jzqq (Q) でなく wzqq (B).
23 jhjh (B) でなく whjh (Q).
26 右端を ['wlmjm] , 中央部を [wr' w]l[h]pjl, 左端を b[w 'd mw-
'd h]pqwdh と補う。
- V 2 mšwbjm (Q) でなく mšbjm (B).
5 j'm (Q): w'm(B)を kj' 'm と訂正。
10 jqwm (B) でなく jqjm (Q).
11 h̄wqwhw (Q) でなく h̄wqjhw (B).
// dršhw を dršw と訂正。
12 l'šsmh を l'šmh と読む。
14 j̄jhd (Q)ではなく j̄whd (B).
20 lh̄jhd (Q)ではなく lh̄whd (B).
21 rwhwm を rwhw と訂正。
22 rb を rwb と読む。
24 n'wjt看 (B) でなく n'wwt看 (Q); * na'awah の複数 + 3ms 接辞 と考える。
25 b'[m]t と補う (Q).
// 'lwhjhw (B): 'lwhjhj(Q) を 'elēhū と読む。
26 右の欠落を 4QSD に拠って [qšh 'w bqn't] と、左の欠落を [b'wr]l[t]
と補う。
- VI 3 h̄jhd を hjhd と訂正。
5-6 1.5 の 'w htjrwš を whtjrwš と訂正し、その左の lštw から 1.6 の
whtjrwš までを dittography として削除。
7 'l jpw̄t を h̄ljpw̄t と訂正。
8 hzh (B) ではなく wz (Q).

- 11 lhps を lhps と訂正。
- 13 wkwlh mtndb を wkwł hmtndb と訂正。
- 14 hpqwd (Q) でなく hpqjd (B).
- // wdwršhw (B) でなく jdwršhw (Q).
- 15 jhbjnhw (B,Q) を whbjnhw と読む。
- 17, 18, 21 mj'l't (B): mwl't (Q)を mlw't (VII 20, ml' の Qal, inf.) と解する。
- 18 wš'lw (B) でなく jš'lw (Q).
- 25 jšwb (Q) でなく jšjb (B).
- 26 jdbr (B) でなく wdbr (Q).
- // l[]w'(B): lprw' (Q).
- 27 lw' を lw と訂正。
- // wn()n's (Q)を wn'nš と解する。
- // [hw]šj'h (Q)および 'h[t wmwbdł w']šr と補う。
- VII 3 'l (B)でなく 'l(Q).
- 4 bd'h' を bd'h と読む; 直訳すれば「知りながら」。
- // blw (Q) でなく blj (B).
- 5 bmrjm (B): bmrwm (Q).
- 8 jtjr (B) でなく jtwr (Q).
- // ššh ḥwdšjm 「六か月」の上に(これを修正して?) šnh 'ḥt と書かれている。
- 11 whnm (B, Q) でなく whnm と読む。この二番目の字は' を修正してその上に重ねて書かれたため、ḥ か h か不明になったもの。
- 19 wlw' (B) でなく lw' (Q); 最初のwは削除されている。
- 20 bḥrt の ḥrt を消して、その上に mšqh と書かれている。従って mšqh (B) でなく bmšqh (Q)と読む。
- 21 'l を 'l と訂正。
- 23 jwš' .lpnj (B)でなく wjš' mlpnj (Q).
- 24 左端を hjh[d ']'šr jt'rb と補う(Q).
- 25 中央部を 'š[r 'rb 'm hwn], 左端を lšl[h 'wtw] と補う。

- VIII 2 'm を 'm と訂正.
- 9 wlqrbj を wlhqrjb と訂正.
 // kwlm を 'wlm と訂正.
- 10 bhkjn (B) でなく bhkwn (Q) (kwn の Niphal, inf.).
- 13 hnšj を 'nšj と訂正.
- 14 を jhwh と解する.
- 15 '[š]r と補う (Q).
- 25-26 4QSD に拠り 'm ttm drkw bmsb 「もしその者の道が集会において……完全であるならば」を wšb と訂正.
- 26 ['l [p.j.h]rbjm と補う (Q).
- IX 2 jktwb を jktb と訂正.
- 4 zbhj-trwmt (Q) でなく zbḥ wtrwmt (B).
- 6 lhjhḏ (Q) でなく lhwḏ (B).
- 7 whgwrl の最初の w を削除.
- 10 ltwsr (B) でなく ltjsr (Q) と読み, jsr の Hitpaal と解する.
- 14 4QSe に拠り ḥšdwq を ḥšdq と訂正.
- 17 wlstr を wlhstr と解する.
- 23 w'tj (Q) でなく w'tw (B).
- 25 右端を [wbkw]l, 左側を šw[hw] lmsṣṭ と補う (Q).
- 26 左側を js[pr trwmt] šptjm と補う.
- X 1 ḥqq' を ḥqq' l と解する.
- 2 'lt を 'l tbl と解する.
- 4 hm (B) ではなく jwm (Q).
- // w'wt の次の n を 4QSB, 4QSD に拠り削除.
- 6 hbrknw を 'brknw と訂正.
- 11 kn'wjtb (B) でなく kn'wwtb (Q); V 24 参照.
- 12 m'wn (Q) でなく m'jn (B).
- // hbḥrh を 'bḥrh と訂正.
- 14 mm'rkt (B) でなく bm'rkt (Q); b は m の修正されたもの (Q).

- 16 mw^hdh を m'^wdh と解する。
- 19 'nš を 'nšj と解する。
 // w'pj' を w'pj と解する。
- 20 hkjn (B) でなく hkwn (Q); VIII10 校註参照。
- 24 'str 「私は隠す」の t を消してその上に p と書かれている。
- 25 [b'^h]dh と補う (Q)。 /
 // 左端は '[]h(B): 'hlqh(Q)。
- 26 wḥzjq (B) でなく wḥzwq (Q)。
 // 左端を lnmh[rj lb wllmd] と補う。
- XI 1 rwkⁿnm を rwgnⁿm と訂正。
- 3 'wrw (B) でなく 'wrj (Q)。
- 4,5 hww' (B) でなく hwj' (Q) と読み, hjh の Qal, ptc, m, または MH の h^awājah と解する。
- 4 jzd 'zr' を jzd'z' と訂正。
- 7 m'^wn (B) でなく m'ⁿj (Q)。
- 8 wswd (B,Q) でなく jswd。
- 10 l'dm の前に否定辞 lw' を補う。
- 11 hwwh (B) でなく hwjh (Q); XI4,5 校註参照。
- 13 jbw' (B) でなく jbj' (Q)。
- 17 blw (Q) でなく blj (B)。
- 21 jšb を jḥšb と訂正。
 // sdwrw (B) でなく mdwrw(Q)。

主要語訳語対照表 本文書の主要概念を表すと考えられる語または句を、大体において意味分野ごとにまとめて並べ、訳語との対照を示す。ヘブライ語の名詞 (=N) は語幹を、動詞 (=V) は語根を掲げる。出現箇所の検索には Kuhn (1960) を用いた。

jḥd(N) 共同体 I 1, 8, 12, 16 II 22, 24, 26 III 2, 6, 7, 12

V 1, 2, 3, 5(2×), 6, 7(2×), 10, 16, 21(2×), 22 VI 3,
 8, 10, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 21, 22, 23 VII 2, 6, 17, 18,
 20, 22, 23, 24(2×) VIII 1, 5, 10, 11, 12, 16, 17, 19, 22
 IX 2, 6(2×), 7, 10, 19 XI 8; 共同で VI 2, 3(2×), 7;
 共同 VI 24; 共に IV 18, X 17; 一致 V 3; および X 3
 jhd(ゝ) 共にする V 14; 加わる V 20; 一つにする IX 6
 'sh (共同体の)会議 III 2, V 7 VI 3, 10, 14, 16(2×) VII 2,
 22, 24 VIII 1, 5, 11, 22 XI 8; (共同体の)議事 VI 12
 VIII 18; 19, 21, 24, 26; (神の)計画 I 8, 10, 13 II 23, 25
 III 6(2×) X 24 XI 18, 22; (人々の)見解 VI 4, 9, 22
 VIII 23, 25 IX 2; (律法の)意図 IX 9, 17
 'dh 会衆 V 1, 20
 swd 集い II 25 IV 1 VI 19 VIII 5 XI 7; 群 XI 8, 9, 10
 jswd 基礎 VII 17, 18 VIII 8, 10 IX 3; 礎^{いしづえ} XI 8
 mwšb 集会 VII 11 VIII 13
 -----hrbjm 多数者の集会 VI 8, 11 VII 10(2×), 13
 rbjm 多数者 VI 1, 7, 8, 9, 11(2×), 12(2×), 13, 14, 15, 16,
 17(2×), 18, 20(3×), 21, 25 VII 3, 10(2×), 13, 16(2×), 19,
 20, 21, 24, 25 VIII 19, 26 IX 2
 rwb 'nšjm 多くの人々 V 2, 9 VI 19;
 cf. rb jšr'l イスラエルの多くの人々 V 22
 kwhn 祭司 I 18, 21 II 1, 11, 19 V 2, 9 VI 4, 5(2×),
 8, 19 VII 2 VIII 1
 mškjł 賢人 III 13 IX 12, 21
 r' 仲間 VI 1, 2, 10, 26(2×) VII 4, 5, 6, 8, 9, 12, 15, 17;
 'jš r'hw (それぞれ)互いに II 25 V 21, 23(2×), 25 VI 7,
 VIII 2, 20 IX 19
 ndb 志願する I 7, 11 V 1, 6, 8, 10, 21, 22 VI 13
 mšqħ 飲物 VI 20 VII 20

- hwn 財産 I 12, 13 III 2 V 2, 3, 14, 16, 20 VI 17, 19,
22, 25 VII 6, 25 VIII 23 IX 7, 8(3×), 22; 富 X 19
XI 2
- ml'kh 持物 VI 2, 19, 20; cf. mmwn 金銭 VI 2
- th(w)rh 浄め V 13 VI 16, 22, 25 VII 3, 16, 19, 25 VIII 17,
24; 純潔 IV 5
- thr 浄める III 4, 5, 7, 8 IV 21 V 13 XI 14
- zkh 清める III 4 VIII 18 IX 9
- ndh 不潔 IV 5, 10, 22 V 19 X 24 XI 14
mj ndh 潔めの水 III 4, 9 IV 21
- brjt 契約 I 8, 16, 18, 20, 24 II 10, 12, 13, 16, 18 III 11
IV 22 V 2, 3, 5, 8, 9(2×), 10, 11, 12, 18, 19, 20, 22(2×)
VI 15, 19 VIII 9, 10, 16 X 10
['br — —にはいる I 16, 18, 20, 24 II 10]
[bw' — " II 12, 18 V 8, 20 VI 15 X 10]
- srk 規律 I 1, 16 II 20, 21 V 1, 23 VI 8, 22
- tkwn 規範 V 7 VIII 4, 13 IX 3, 7, 12, 18, 21 X 9; 規定
X 5, 7; 順位 VI 4, 8, 9, 10, 22 VII 21 VIII 19 IX 2
jṣ' tkwn hgwrī 決定される V 3(cf. gwrl)
- gwrl 籤 IV 24 XI 7; 運命 I 10 II 17 IV 26; (に割当て
られた (=…の籤に当たった) II 2, 5, 23 III 24
jṣ' (tkwn) — 決定される (=籤 [の決定] が出る) V 3 VI 16, 18,
22 IX 7
- š'l 問う, 審議する VI 4, 9, 11, 12, 15, 18 VII 21(2×) VIII 25
- ḥwq 掟 I 7, 12, 15 III 8 V 7(2×), 11, 20, 22 IX 12,
14, 23 X 6(2×), 8, 10, 11, 26; 定め X 1
- mšpt おきて III 1, 5, 17 IV 2, 4, 18 V 3, 16 VI 7, 9,

15, 22, 24 VII 21, 25 VIII 6, 19, 20, 24 IX 5, 7, 10, 17, 25
 X 7, 9, 25;
 裁き I 26 II 15 IV 20 V 6, 12(2×) VIII 10 IX 15
 X 11, 16, 18, 20 XI 10; 公正 I 5 V 4 VIII 2, 3, 9
 XI 2, 5, 12, 14; 判断 VI 23; (おきて無く→不法に VII 4,
 8, 18)
 špt(N) 裁き V 12
 špt(V) 裁く VI 24 VIII 25 X 13 XI 14; 律する IX 10
 twrh 律法 V 2, 3, 8, 16, 21 VI 6, 18, 22 VIII 2, 15, 22
 IX 9, 17
 mšwh 命令 VIII 17
 'nš 罰する VI 25, 27 VII 2, 3, 4(2×), 5, 6, 8(2×), 11,
 12(2×), 13, 14(2×), 15, 16, 18, 19 IX 1
 jkh 戒める V 24, 26 IX 16, 17; 義とする X 11
 bdl 分離する II 16 V 18 VI 25 VII 1, 3, 5, 16 VIII 24
 IX 5, 14; 離れる(ni) V 1, 10 VIII 13 IX 9, 20
 ——(ni) qwdš 聖別される VIII 11

 'l 神 I 2, 7, 8, 10, 11, 12(2×), 14, 16, 19, 21 II 2, 6, 8,
 15, 16, 17, 22, 26 III 6(2×), 8, 10, 11, 15, 23, 24, 26
 IV 3, 4, 12, 16, 18, 20, 22, 25 V 8 IX 13, 24, 25 X 9,
 10, 11, 18, 23, 25 XI 2, 4, 7, 10, 12(2×), 15(2×)
 'lwhjm 神 VIII 14
 'ljwn 至高者 IV 22; いと高き方 X 12 XI 15
 qwdš 聖なる(=神聖の) II 25 IV 5 V 13, 18, 20 VIII 5,
 17, 20, 21, 23 IX 2, 6, 8 X 3, 5, 9, 12, 22 XI 8, 19;
 聖所 V 6
 rwh—— 聖霊 IV 21 VIII 16 IX 3
 bdl—— 聖別する VIII 11

- qwdšjm 最も聖なる VIII 6, 8 IX 6; 聖の聖なるもの X 4
 qdws̄ 聖徒 XI 8; 聖(霊) III 7
 rwḥ 霊 II 14, 20 III 6, 7, 8, 14, 18(2×), 24, 25 IV 3, 4, 6,
 9, 10, 20, 21(2×), 22, 23, 26 V 21, 24, 26 VI 17 VII 18,
 23, VIII 3, 12, 16 IX 3, 14, 15, 18, 22 X 18 XI 1(2×)
 rz 秘密 III 23 IV 6, 18 IX 18 XI 3, 5, 19
 glh 啓示する I 9 V 9, 12 VIII 1, 15, 16 IX 13, 19
 kbwd 栄光 III 16 IV 5, 7, 18, 23 X 3, 9, 12 XI 7, 20
 gbwrh 大能 I 21 IV 3 X 16 XI 5, 7, 20
 gbwrt kwl 全能の力 X 12
 ršwn ^み御 ^{こころ}心 V 1, 9, 10 VIII 6, 10 IX 4, 5, 13, 15, 23, 24
 XI 17, 18
 šdq 義 I 13 II 24 III 1, 20, 22 IV 2, 4, 9, 24 IX 5,
 14, 17 X 11, 26 XI 15, 16
 šdqh 義 I 5 V 4 VIII 2 X 25 XI 5, 6, 12, 14(2×)
 šdqwt 救の業 I 21 X 23 XI 3
 ḥsd 恩恵, 恵み I 8, 22 II 4 IV 4 X 4, 16 XI 12, 13;
 恵み深い II 1; 愛 IV 5
 ḥbt— 慈愛 II 24 V 4, 25 VIII 2 X 26
 rḥm 憐み I 22 II 1, 7 IV 3 XI 13

 d'h 知識 III 15 IX 18 XI 6, 15, 18
 bd'h わざと (=知っている) VII 4
 d't 知識 I 11, 12 II 3 III 1, 2 IV 6, 22 VIII 9 IX 17
 X 9, 12, 24, 25 XI 3, 11; を知る (=の知識の) IV 4
 ḥkmh 知慧 IV 3, 18, 22, 24
 skl (神の)知慧 II 3; (神の)思慮 IV 18; (人の)見識 IV 3
 V 21, 23, 24 VI 14, 18 IX 13, 15
 mḥšbt 思い II 24 V 5 XI 11, 19; 意図 III 15, 16 IV 4(2×)

jsr 志 IV 5 VIII 3; 欲 V 5; 心 (の包皮) V 5

bjnh 理解 IV 3 XI 1

'wr 光 III 3, 7, 19, 20(2×), 25 IV 8 X 1, 2 XI 3, 5

bnj— 光の子ら I 9 II 16 III 13, 24, 25

hws̄k 闇 III 3, 19, 21(3×), 25 IV 11 X 2 XI 10;

暗さ II 7; 暗い IV 13

bnj— 闇の子ら I 10

'mt 真実 I 5, 11, 12, 15, 19, 26 II 24, 26 III 6, 7, 19(2×),

24 IV 2, 5, 6(2×), 17(2×), 19, 20, 21, 23, 24, 25 V 3,

5, 6, 10, 25 VI 15 VII 18 VIII 2, 4, 5, 6, 9 IX 3, 17, 18

X 17 XI 4, 14

'wl 虚偽 III 19(2×), 21 IV 23, 24 V 2, 10 VI 15 VIII 13,

18 IX 9, 17, 21 XI 9

'wlh 虚偽 IV 9, 17(2×), 18, 19, 20, 23, 24 VIII 10 X 20

twb 善 II 3 IV 3, 26 X 12, 18; 善い I 5; 善いこと

I 2; 善意 II 24 XI 14

'nwh 謙遜 II 24 III 8(2×) IV 3 V 3, 25 IX 22 XI 1

hsn' lkt 謙虚に歩む IV 5 V 4 VIII 2

tmjm 完全な者 III 3 VIII 1; 完全な VIII 9, 20

—drk 道の完全な(人) IV 22; 道の完全さ VIII 10 IX 2, 5

hlk b— drk 完全な道を歩む VIII 18, 21 IX 9

hlk— 完全に歩む I 8 II 2 III 9 IX 19

hlk b— 完全に歩む IX 6, 8

šnh —h 満一年 VI 17

drk 道 I 13 II 2 III 3, 6, 10, 20, 21, 26 IV 1, 2, 10,

11, 15, 17, 19, 22 V 4, 11, 24 VIII 10, 13, 14, 18, 21 IX 2,

5, 9(2×), 18, 19, 21 X 21(2×) XI 2, 4, 10, 11, 13, 17;

- 歩み IV 2 IX 20; 踏み行わすべき(=道の) V 7
 [t(w)m---- 道の完全さ I 13 V 24 XI 2, 11]
 [tmm---- 道が全い X 21 XI 17]
- 'wwn 罪 I 23 II 8, 12, 17 III 7, 8, 22 V 15 VI 1
 VIII 3 XI 9, 12, 14; 罪深い X 22
- 'šmh 罪 V 12; 罪深さ I 10 IX 4; 罪深い I 6, 23
 II 5; 咎 III 22 V 15
- pš' 罪 X 11, 20 XI 3; 背き I 23 III 22 IX 4 X 24 XI 9
- hṭ'h 過ち I 23 III 8, 22 XI 9, 15; 過った IX 4
- m'l 不信 IX 4 X 23
- n'wjh 違反 V 24; 迷い X 11 XI 9
- šqr 虚言 IV 9, 21
 dbr---- 偽りごと V 15
- rmjh 偽り IV 9, 23 VII 5 IX 8
 b---- 怠けて VIII 22
- khš うそ IV 9 X 22
- r' 悪 I 4, 7 II 3 V 1 X 18
- r'h 禍^{わざわい} II 16 IV 13; 悪 V 14
- rš' 悪 II 5 III 2 IV 19; 不正 IV 9; 邪悪な V 26;
 悪人(pl.) VIII 7
- rš'h 悪 IV 21 V 11 VIII 10 X 19 XI 9
- šrjrwṭ lb 心の頑な I 6 II 14, 26 III 3 V 4 VII 19, 24
 IX 10
- šwb(Qal) (悪から)立帰る V 1, 14, 22 VI 15 VII 19 X 20;
 (共同体の会議に) 帰って来る VII 2, 17(2×), 24 VIII 23 IX 1;
 (律法に) 帰る V 8; (神から) 離れる I 17; 背く VII 23;
 戻る X 11
- kpr (罪を) 蔽う II 8; 贖う III 6, 8 V 6 VIII 6, 10 IX 14 XI 4

njhwh 宥め III 11 VIII 9 IX 5

'p 怒り II 9, 15 IV 12 V 12, 25 X 19, 20

qwšr/qšwr 短気 IV 10 VI 26

'wrk — 忍耐 IV 3

šrh 苦難 III 23 VII 1 VIII 4 X 15, 17 XI 13

ngj' 災禍 III 14, 23 IV 12

[cf. r'h 禍 (上出)]

šht 亡び IV 12 IX 16, 22 X 19 XI 13

hbl 破滅 IV 12

m'sh 業 I 5, 19, 21 II 5, 7 III 25 IV 4(2×), 16, 20,
23, 25 V 18, 19, 21, 23, 24 VI 14, 17, 18 VIII 18 X 17
XI 16, 20; 仕業 III 14, 22 IV 10

'ljlh 行為 IV 1, 17, 21

p'wlh 働き III 16 IV 15, 25

'bwdh 行い III 26 IV 9; 礼拝 IV 10; 仕事 V 14

'rš 地 I 6 VIII 3, 6, 10 IX 4

tbl 地 III 18 X 15; 地上 IV 2, 6; 世 IV 19 V 19

m'jn 泉 III 19 X 12 XI 7

mqwr ^{みなもと}源 III 19 X 12 XI 3, 5, 6

twldwt 由来 III 13, 19(2×) IV 15

't 時 I 14 VIII 4, 15(2×) IX 5, 12(2×), 13(3×), 14(2×),
18, 19, 20, 21, 23 X 26

mw'd 時機 I 9, 15 III 10, 18, 23 IV 18, 20 X 3, 5(3×),
6, 7(2×), 8

qš 時 I 14 III 23 IV 13, 16, 25(2×) X 1, 5 XI 9;

- 期間 III 15 IV 18
 —'hrwn 最後の時 IV 16f.
 šbw' 週年 X 7, 8
 dwr 生涯 III 14; 代 IV 13, 15
 'wlm 永遠 II 1, 3, 4, 15, 17, 23, 25 III 12 IV 1, 3, 7, 8,
 12, 16, 17, 22 V 6, 13 VIII 5, 10 IX 4, 21 X 4, 12
 XI 4, 5, 7, 8; 永劫 II 8
 nšh 永久 IV 1, 7, 12, 19 XI 12

 nbj' 預言者 I 3 VIII 16 IX 11
 mšjḥ 受膏者 IX 11
 'dm アダム IV 23
 'hrwn アロン V 6, 21 VIII 6, 9 IX 6, 7, 11
 blij'l ベリアル I 18, 24 II 5, 19 X 21
 jšr'l イスラエル I 22, 23 II 22 III 24 V 5, 6, 22 VI 13
 VIII 4, 5, 9, 11, 12 IX 3, 6, 11
 lwjjm レビ人 I 19, 22 II 4, 11, 20
 mwšh モーセ I 3 V 8 VIII 15, 22
 šdwq サドク V 2, 9

主要参考文献

転写本文

B: Burrows, M., *The Dead Sea Scrolls of St. Mark's Monastery*. Vol. II, Fasc. 2: Plates and Transcription of the Manual of Discipline. New Haven 1951.

Q: Qimron, E. 『原色原形復元 死海写本』(関根正雄監修) 東京 1979, pp. 59-79.

翻訳・註解その他

Brownlee, W. H., *The Dead Sea Manual of Disciplines: Translation and*

- Notes. *Bulletin of the American Schools of Oriental Research*, Supplement Studies, 10-12. New Haven 1951.
- Burrows, M., *The Dead Sea Scrolls*. New York 1955.
- DJD: *Discoveries in the Judaean Desert*, I, Qumran Cave I, by Barthélemy, D. and Milik, J. T. Oxford 1955.
- Dupont-Sommer, A., *Les Écrits Esséniens Découverts près de la Mer Morte*. Paris 1959.
- Guilbert, P., La Règle de la Communauté. *Les Textes de Qumran traduits et annotés*, ed. par J. Carmignac et al., Paris 1961, pp. 9-80.
- Kuhn, K. G., *Kondordanz zu dem Qumrantexten*. Göttingen 1960.
- Lambert, G., Le Manuel de Discipline de la Grotte de Qumrân: Traduction intégrale du 'Manuel de Discipline'. *Nouvelle Revue Théologique* 73, 1951, pp. 938-75.
- Lohse, D., *Die Texte aus Qumran: mit Masoretischer Punktation, Übersetzung, Einführung und Anmerkungen*. Darmstadt 1964.
- Maier, J., *Die Texte vom Toten Meer*. I. Übersetzung, II. Anmerkungen. Basel 1960.
- Milik, J. T., Wernberg-Møller (1957)の書評. *Revue Biblique* 67, 1960, pp. 410-16.
- Murphy-O' Connor, J., La genèse littéraire de la Règle de la Communauté. *Revue Biblique* 76, 1969, pp. 528-49.
- Vermes, G., *The Dead Sea Scrolls in English*. Harmondsworth 1975 (2nd edition).
- Wernberg-Møller, P., *The Manual of Discipline*. Leiden 1957.

(1980.10.30.)